



2019年4月25日

各 位

会 社 名 関西電力株式会社
代 表 者 名 取締役社長 岩根 茂樹
(コード：9503 東証第一部)
問 合 せ 先 経理部長 坂田 道哉
T E L 06-6441-8821

会社分割による一般送配電事業の分社化に関するお知らせ

当社は本日、取締役会決議により、2020年4月1日（予定）に当社が営む一般送配電事業を会社分割の方法によって「関西電力送配電株式会社」に承継させることとし、本日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました（以下、この会社分割を「本件吸収分割」といいます）。

本件吸収分割の効力発生については、2019年6月21日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可等が得られることが前提条件となります。

なお、本件吸収分割は当社の100%子会社への会社分割であるため、開示事項・内容の一部を省略して開示しております。

記

1. 本件吸収分割の背景・目的

わが国のエネルギー政策において、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点から、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の最大限の抑制」、「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的とした電力システム改革が進められております。2020年4月には、その第3段階として、改正電気事業法が施行され、送配電部門の中立性を一層確保して更なる競争的な市場環境を実現することをねらいに、一般送配電事業と発電事業または小売電気事業の兼業が原則禁止となり、一般送配電事業の分社化（以下、「法的分離」といいます。）が求められております。

当社は、この法の要請に応えるため、本年4月1日、一般送配電事業及びこれに附帯する事業を担う事業主体として当社の100%子会社である関西電力送配電株式会社を設立し、2020年4月1日（予定）をもって、当該事業を吸収分割の方法により同社に承継させる吸収分割契約を、同社と締結いたしました。

なお、発電事業及び小売電気事業については、保有する経営資源を時々の環境に応じて最適に活用できるよう、法的分離後も事業持株会社として一体となって推進し、お客さまや社会のみなさまに、より多様なエネルギーソリューションをお届けし、多くのみ

なさまからお選びいただくことで、グループ価値の最大化を図ってまいります。

当社は、法的分離に的確に対応するとともに、関西電力送配電株式会社を含め、引き続き安全・安定供給を全うし、事業環境の変化を乗り越え、変革を進めることで、グループ全体の持続的な成長を実現してまいります。

2. 本件吸収分割の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認定時株主総会	2019年6月21日
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年6月21日
吸収分割効力発生日	2020年4月1日

(2) 本件吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、当社の100%子会社である関西電力送配電株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は、普通株式4,090万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付します。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

(5) 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業及びそれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものといたします。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継いたしません。が、公募社債権者等の権利を保護するため、参考資料「本件吸収分割に伴う一般担保付社債の取扱いについて」に記載の仕組みを講じることを予定しております。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見

込まれること、現在のところ、本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は見込まれていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みについては、問題ないと判断しております。

3. 本件吸収分割の当事会社の概要

(1) 分割会社 (2019年3月31日現在)

(1) 商号	関西電力株式会社	
(2) 所在地	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 岩根 茂樹	
(4) 事業内容	電気事業等	
(5) 資本金	489,320百万円	
(6) 設立年月日	1951年5月1日	
(7) 発行済株式数	938,733,028株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 大株主及び持株比率	大阪市	7.64%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.02%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.16%
	日本生命保険相互会社	3.65%
	神戸市	3.06%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2019年3月期(連結))		
純資産	1,532,946百万円	
総資産	7,257,363百万円	
1株当たり純資産	1,695.36円	
売上高	3,307,661百万円	
営業利益	204,853百万円	
経常利益	203,636百万円	
当期純利益	115,077百万円	
1株当たり当期純利益	128.83円	

(2) 承継会社 (2019年4月1日現在)

(1) 商号	関西電力送配電株式会社	
(2) 所在地	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 土井 義宏	
(4) 事業内容	事業を行っておりません。	
(5) 資本金	5百万円	
(6) 設立年月日	2019年4月1日	
(7) 発行済株式数	200株	
(8) 決算期	3月31日	
(9) 大株主及び持株比率	関西電力株式会社 100%	
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
純資産	10百万円	
総資産	10百万円	

1株当たり純資産	50,000円
売上高	—
営業利益	—
経常利益	—
当期純利益	—
1株当たり当期純利益	—

(注)承継会社は、2019年4月1日に設立されており、直前事業年度が存在しないため、

(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績については、その設立日における純資産、総資産及び1株当たり純資産のみを記載しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

一般送配電事業及びそれに附帯する事業

(2) 分割する部門の経営成績 (2019年3月期)

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a / b)
一般送配電事業及びそれに附帯する事業	192,841百万円	2,797,191百万円	6.9%

(注) 外部売上高を記載しております。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額 (2019年3月31日現在)

資 産		負 債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	2,330,228百万円	固定負債	187,866百万円
流動資産	38,413百万円	流動負債	133,425百万円
合計	2,368,641百万円	合計	321,292百万円

(注) 上記の金額は、2019年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となります。

5. 本件吸収分割後の当社の状況 (2020年4月1日現在 (予定))

	分割会社
(1) 商 号	関西電力株式会社
(2) 所 在 地	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 岩根 茂樹
(4) 事 業 内 容	電気事業 等
(5) 資 本 金	489,320百万円
(6) 決 算 期	3月31日

6. 本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	承継会社
(1) 商号	関西電力送配電株式会社
(2) 所在地	大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 土井 義宏
(4) 事業内容	一般送配電事業 等
(5) 資本金	40,000 百万円
(6) 決算期	3月31日

7. 今後の見通し

本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

以上

本件吸収分割に伴う一般担保付社債の取扱いについて

当社は、2020年4月1日付けで、本件吸収分割により当社の一般送配電事業等を関西電力送配電株式会社へ承継させる予定であり、本件吸収分割前に発行された一般担保付社債につきましては、下記の通り、承継会社（関西電力送配電株式会社）が一般担保付社債を発行し、当社が引き受けることにより、社債権者の権利保護を図る予定です。当社はこの仕組みにより、効力発生日以降の社債に係る債務の履行には問題がないと判断しております。

なお、今回の取扱いに伴い、社債権者のみなさまが行う事務手続きはございません。

記

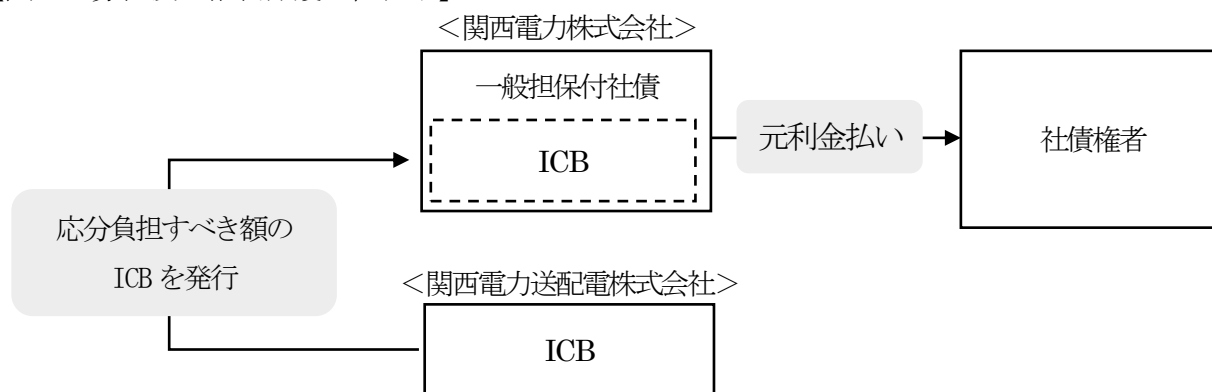
1. 本件吸収分割の効力発生日における一般担保付社債に係る債務の取扱い

本件吸収分割の効力発生日前日（2020年3月31日）において残存する一般担保付社債に係る債務については、当社が引き続き負担致します。

2. 国内で募集により発行した一般担保付社債（以下、「国内公募社債」といいます）の社債権者に対する権利保護の仕組み

承継会社が、効力発生日において、効力発生日前日に残存する国内公募社債の各回（別添に記載）と満期及び利率が同等で、承継会社が応分負担すべき額と同額の一般担保付社債（以下、「ICB」（Inter Company Bond））を発行し、当社が全額を引き受けます。国内公募社債の元金支払のために必要な資金のうち、承継会社が応分負担すべき額はICBの元金によって確保されるため、本件吸収分割の効力発生日以降も国内公募社債の元金支払の確実性は維持されます。

【国内公募社債の権利保護の仕組み】



〔その他〕

上記2. 国内公募社債以外の金融債務についても、承継会社が応分負担すべき金額と同額のICB発行等により、本件吸収分割の効力発生日以降も元金支払いの確実性を維持することを予定しております。

<別添>

国内公募社債

関西電力株式会社第 479 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 481 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 482 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 483 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 484 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 485 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 495 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 496 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 497 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 498 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 499 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 500 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 501 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 502 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 503 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 504 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 505 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 506 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 507 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 508 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 509 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 510 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 511 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 512 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 513 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 514 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 515 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 516 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 517 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 518 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 519 回社債 (一般担保付)

関西電力株式会社第 520 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 521 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 522 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 523 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 524 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 525 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 526 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 527 回社債 (一般担保付)
関西電力株式会社第 528 回社債 (一般担保付)

以降、本件吸収分割の効力発生日 (2020 年 4 月 1 日) の前日までに発行する公募社債 (一般担保付)